



資源物の分け方・出し方のマナーを守りましょう！

紙類・紙製容器包装類にティッシュペーパーや紙おむつなどが混入しているケースが増えてきております。ティッシュペーパーや紙おむつはリサイクルができないため、燃やすごみ（有料）として排出していただくようお願いします。

排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。（町のホームページにも掲載しております。）



問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



7月1日よりレジ袋（買い物袋）の有料化がスタートします！

プラスチックは非常に便利な素材であるため、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題があります。そのため、私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

この状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でレジ袋（買い物袋）の有料化を行うこととなりました。全国一律でプラスチック製レジ袋（買い物袋）を有料化することにより、 unnecessary プラスチック製買い物袋の使用削減がより一層進むと期待されています。

最大の目的は、生活に身近なプラスチック製買い物袋有料化をきっかけに、「外出の際は常にマイバッグを携帯する」というような一人一人の前向きな行動変容に繋げていくことです。利便性ゆえについ使用してしまうプラスチック製品ですが、一人一人がライフスタイルを見直し、 unnecessary プラスチックの削減を心掛け、海洋プラスチックごみ問題をはじめとする環境問題解決につながるよう、ご協力をお願いします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



事業活動で発生したごみについて

会社やお店、工事現場（工事事務所、宿舎を含む）等から排出されるごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、いずれも地域のごみステーションには搬出できません。

また、工事現場に限らず事業所から排出された清涼飲料水等の缶やペットボトル等についても「事業系一般廃棄物」となることから、同じく地域のごみステーションに搬出できませんので、お知らせします。

処理方法については、事業系一般廃棄物は町で許可している「一般廃棄物収集運搬許可業者」に、産業廃棄物については「産業廃棄物収集運搬許可業者」に、それぞれ事業者より処理を依頼してください。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「余市町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で「事業者」に次のような責務があると定められています。

- ・事業活動に伴って生じる廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。
- ・再生利用等を行うことにより減量化に努めるとともに、製造、加工、販売等で発生する廃棄物の処理が困難にならないようにする。
- ・国や道、町の施策に協力する。

事業活動で排出されるごみは、事業者において適正に処理していただくことが定められていますので、必ずルールを守り排出されるようお願いします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



令和3年度就学時知能検査等の実施延期について

毎年、7月に実施しております知能検査・ことばの検査につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年実施を延期させていただきます。

なお、今後の実施日程等につきましては、詳細が決まり次第お知らせします。

問合せ 学校教育課 学校教育グループ ☎21-2138